

広島県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成三十一年一月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉和戸河内線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市吉和字熊崎八八七番八地先から 廿日市市吉和字熊崎上ヶ原四三三九番二地先 まで	一九・五〇 一〇・五〇	一九・五〇 一〇・五〇 〇・四〇 四・〇〇	四四〇・〇〇	四四〇・〇〇 五三五・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 四六四・四〇 メートル